

駐車場法に基づく技術的基準一覧（建物）

		事 項
駐 車 場 施 行 令 第 7 条	出 入 口	交差点部分から5 m以上
		横断歩道の手前の側端から5 m以上
		安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後10 m以上
		軌道車の停留所及びバス停から10 m以上
		踏切の前後10 m以上
		その他公安委員会の指定した部分以外
		横断歩道橋の昇降口から5 m以上
		小学校等の児童施設から20 m以上
		橋・幅員が6 m未満・縦断10%を超える道路ではないこと
		前面道路が2つ以上ある場合は自動車交通に支障の無い道路に設けること
		駐車マス6,000㎡以上の場合、出口・入りを分離。それらの間隔は道路に沿って10 m以上
第 8 条	車 路	自動車車路は5.5 m以上（自動二輪専用車路は3.5 m以上）
		一方通行の車路の幅員は3.5 m以上（自動二輪専用車路は2.25 m以上）
		はり下の高さは、2.3 m以上
		屈曲部は内のり半径5 m以上（自動二輪専用車路は3 m以上）
		傾斜部の縦断勾配は17%未満
		傾斜部の路面は、滑りにくい材料にすること
第 9 条	高 さ	車室のはり下の高さは、2.1 m以上
第 10 条	避 難 階 段	直接地上に通ずる出入口のある階以外の階に駐車場がある場合は避難階段、又はこれに代わる設備を設けなければならない。

第 11 条	防 火 区 画	給油所、その他火災の危険のある施設を附置する場合は、耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画しなければならない。
第 12 条	換 気 装 置	内部の空気を床面積 1 m ² につき毎時 14 m ³ 以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。 ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の 10分の1以上であるものについては、この限りでない。
第 13 条	照 明 装 置	1. 車路の路面 10ルクス以上 2. 駐車のように供する部分の床面 2ルクス以上
第 14 条	警 報 装 置	自動車の出入及び道路交通の安全のため警報装置を設けなければならない
第 17 条	明 示	供用時間及び駐車料金の額を利用者の見やすい場所に明示しなければならない
第 13 条	管 理 規 程	管理規程を供用開始後 10 日以内に届け出なければならない。